

1. プログラム別表1の該当部分

番号	901
構造改革特区において実施可能な特例措置	社会保険労務士の業務に、労働契約の締結、変更及び解除の代理の業務を追加
特例措置を講じるに当たっての条件	社会保険労務士、求職者及び労働者並びに代理の相手方である事業主のいずれもが、特区内に係るものである場合に限ることとするほか、一定の基準に該当する社会保険労務士を、代理の業務を行うことができる者として認定すること等を規定する方向で検討中。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	社会保険労務士法第2条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	社会保険労務士は、①申請書等の作成、②申請書等の提出代行、③申請等に係る事務代理、④帳簿書類の作成、⑤社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が、(1).当該構造改革特別区域内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該構造改革特別区域内の求職者が当該構造改革特別区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、(2).(1)に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態(①.一定数の求人があること、②.求人数に比して就職者数が少ないこと、③.①②の傾向が一定期間継続していること)にあるものと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件(①.開業後一定年数を経過していること、②.懲戒処分を受けていないこと)に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日</p>	<p>・地方公共団体が地域に雇用のミスマッチがあると判断することで足りることであり、何故一定の数量基準を設定する必要があるのか。</p> <p>・「一定期間」とはどの程度の期間を指すのか。また、何故必要とされるのか。</p>	<p>・今回の措置は、一定数の求人があり求人数ほど就職者数が少なく、せつかくの求人が無駄になっているような地域であって、そのような状況が一定期間継続しているという「地域の特性」を有する場合については、その求人需要を満たすための施策を講ずる必要性が高く、今回の特例措置により当該地域における雇用のミスマッチの解消や当該地域の活性化に大きな効果を発揮すると考えられることから特例的に認めるものである。しかしながら、単に雇用のミスマッチがあるということであるならば、完全なマッチングが想定し難い以上、それは「地域の特性」ではない。したがって、「地域の特性」を特定するためには、法律を踏まえて客観的な基準を設ける必要があるが、求人数と就職者数が問題となる以上、数量基準を設定することが適切である。</p> <p>・一定数の求人があり、求人数に比して就職者数が少なく、せつかくの求人が無駄になっているような状況が継続している地域においては、今回の特例措置の活用が雇用のミスマッチの解消に大きな</p>
----------------	---	--	---

	<p>以後は、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとする。</p>	<p>・「開業後一定年数」とはどの程度の期間を指すのか。また、何故必要とされるのか。</p> <p>・「・・・当該認定の日以後は、」と「社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる・・・」の間に、「労働基準法第6条の規定にかかわらず」の一文を入れること。</p>	<p>効果が発揮すると考えられることから、このような地域に限って特例措置を認めるものであり、また、法律上も「前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる」ことが要件とされているところである。なお、「一定期間」とは、全体的な状況については1年、直近の状況については3箇月とすることを検討している。</p> <p>・今回の特例措置は、これまで弁護士にしか認められていなかった他人の代理を行うという高度な業務であり、また、その影響が大きいことから、特区制度及び社会保険労務士制度の信頼を保つためには、一定の能力及び経験を有する社労士がこれを行う必要がある。このため、「開業後一定年数」を経た社会保険労務士である必要があり、当該年数は、3年とすることを検討中である。</p>
--	--	---	---

【検討要請への回答】

実施主体	社会保険労務士		
想定対象地域	<p>求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にある地域であり、このような状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にある地域。</p> <p>なお、厚生労働省令の内容は、</p> <p>①一定数の求人があること</p> <p>②求人数に比して就職者数が少ないこと</p> <p>③上記の傾向が一定期間継続していることを規定することを予定している。</p>	特例措置の内容を踏まえ修正されたい。	
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	社会保険労務士が都道府県労働局長の認定を受けるための要件に該当しなくなった場合には、認定を取り消すことができることとする。	・特例措置に伴い必要となる手続きに記載すべきである。	御指摘を踏まえ修正する。
特例措置に伴い必要となる手続き	当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士が、労働契約の締結等の代理を行おうとするときは、あらかじめ当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を要する。	・特例措置の内容と同じなので不要である。	御指摘を踏まえ修正する。

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	902
構造改革特区において実施可能な特例措置	島嶼部の市町村の公共職業安定所への取次ぎ業務の実施の可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	厚生労働大臣が作成する特例の対象となる島嶼部の基準に適合すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	告示		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第11条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が指定する地域(平成11年12月7日労働省告示第145号)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	公共職業安定所との交通が不便であるため直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域を管轄する市町村長が取次ぎ事務を行う。		

<p>特例措置の内容</p>	<p>構造改革特区内の島嶼部の地域(市町村)が、求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な地域であって、かつその島嶼部のいずれかの地域(市町村)が、公共職業安定所との交通が不便であるため直接求人又は求職を申し込むことが困難である地域である場合に、職業安定法第11条第1項の規定について、構造改革特区内のその他の島嶼部の地域(市町村)と当該地域を一体としてとらえ、その島嶼部の地域を厚生労働大臣が指定することにより、当該地域を管轄する市町村長が公共職業安定所への取り次ぎ業務を行うことを可能とする。</p>	<p>・厚生労働大臣が地域を指定する告示に、どのように定めるのが明らかになる表現とすること。なお、この際特区に認定されれば、当該地域は本特例が適用されることを明記されたい。 ・「求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な地域」と認める主体、また「公共職業安定所との交通が不便であるため直接求人又は求職を申し込むことが困難である地域」と認める主体は地方公共団体なのか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。 厚生労働大臣の作成する特例の対象となる島嶼部の基準(求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な島嶼部であって、かつ当該島嶼部内のいずれかの地域(市町村)の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以上であること)に適合する島嶼部内の地域(市町村)が構造改革特別区域の認定を受けた場合、厚生労働大臣は、当該地域(市町村)を、職業安定法第11条第1項の「公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域」として、その判断基準を緩和することによって指定し、当該市町村長による公共職業安定所の求人・求職の取り次ぎ事務を可能とする。</p>
<p>実施主体</p>	<p>市町村長</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	

【検討要請への回答】

想定対象地域	特になし		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	構造改革特区内の島嶼部の地域(市町村)であって、当該特区内の島嶼部の地域(市町村)のいずれかが、当該地域(市町村)の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以上であること。	・特例措置の内容に記載すること。	御指摘を踏まえ修正する。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

【検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	903
構造改革特区において実施可能な特例措置	公共職業安定所と民間職業紹介機関が求職情報及び求人情報を共有化するための守秘義務規定の解釈の明確化
特例措置を講じるに当たっての条件	地方公共団体の提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業紹介機関が同一の場所で共同して職業紹介サービスを行うこと

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2		
特例を講ずべき法令等の現行規定	官民の職業紹介機関に対し、求職者情報の目的外使用を禁止。 官民の職業紹介事業に従事する者に対し、守秘義務等を規定。		

【検討要請への回答】

特例措置の内容	地方公共団体の所有する又は借り上げた施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事務所から構成される共同窓口が設置された場合に、求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触しないものとする。	・何が規制の特例なのかをわかりやすく記述されたい。	御指摘を踏まえ、以下のように修文されたい。 公共職業安定所と民間職業紹介所の間で求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務を定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触する可能性があるが、地方公共団体の所有する又は借り上げた施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事務所の共同窓口が設置され、共同して職業紹介サービスを行う場合においては、その規定に抵触しないものであることを明確化する。
---------	--	---------------------------	--

【検討要請への回答】

実施主体	地方公共団体・公共職業安定所・民間職業紹介事業者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	共同窓口を設置することによって労働力需給調整がより円滑化すると考えられる地域		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	都道府県労働局及び民間職業紹介事業者双方より、共同窓口を構成する公共職業安定所の出先窓口及び民間職業紹介事務所を設置することについて内定を受け、共同窓口の設置が見込まれること。	・特区制度の趣旨からいって、内閣総理大臣が認定すれば、事前の内定は不要とすべきである。	本事業は、地方公共団体・公共職業安定所・民間職業紹介事業者の三者が共同して実施主体となるものであるが、その実施主体の見込みもない段階で特例措置に係る申請を行うことは、無用の混乱を招くため、内定(またはそれに準じる見込みの確認)は必要である。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	904
構造改革特区において実施可能な特例措置	キャリア形成促進助成金の申請の事業主以外による代行の容認
特例措置を講じるに当たっての条件	助成金受給を希望する個々の事業所に係る事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画の作成を代行し、助成金支給窓口(雇用・能力開発機構)での両計画の内容や助成金の対象となる教育訓練の内容及び必要性等に係る照会に対応することが可能であること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知(国→雇用・能力開発機構)		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	雇用・能力開発機構一般業務方法書(平成11年業務方法書第1号)第233条、第237条、239条の2、239条の5及び239条の9		

<p>特例措置の内容</p>	<p>地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体が、認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口（雇用・能力開発機構）による内容照会への対応を含む申請事務を一括して無償で代行することを可能とすること。</p>	<p>・何故「代行」できるのは地方公共団体のみとするのか。また、地方公共団体以外の者が行い得る場合は、無償でなくとも良いのではないか。</p>	<p>年間職業能力開発計画等の作成を含めたキャリア形成促進助成金の申請事務について、事業主以外の者に代行を認めることは、当該申請事務を行う者と同計画に基づく職業訓練等を従業員に受講させる者とを分かちこととなる。これにより、助成金を受給する事業主と審査・支給事務を行う機構との間に第三者が介在することとなり、 ① 内容照会への対応などで助成金の支給に係る審査にさらに日数を要することとなり、支給の円滑化を妨げるだけでなく、 ② 昨今雇用保険三事業に係る助成金の不正受給が連続して発生する中でそれを防止するために支給審査の厳格化が求められているが、かえって不正受給を助長するおそれがある、ことから、代行について認めていない。 なお、事業内職業能力開発計画等については、その事業所における能力開発の基本計画であり、その事業所の経営理念、経営方針、雇用管理等との関連も密接であるため本来、第三者に一任されるものではなく、事業主自ら作成すべきものである。 こうした中で、今般、地方公共団体による申請事務代行を可能としたいという、構造改革特別区域に係る地方公共団体からの要望について検討した結果、 イ 地域の特色を活かした独自の人材育成構想を有し、既に一部でも実施されている地方公共団体であれば、上記①、②のような可能性が低くなるものと見込まれること、 ロ 社会保険労務士法第27条において、社会保険労務士でない者は報酬を得て、申請書等の提出に関する手続の代行等を行うことができないとされていること、 等から、地域の特色を活かした独自の人材育成計画を持つ地方公共団体が無償で行う場合に限定して、キャリア形成促進助成金の申請事務の代行を認めるものである。</p>
----------------	--	---	---

【検討要請への回答】

実施主体	地方公共団体	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	地域の特色を活かした独自の計画的な人材育成を行う構想を有し、その内容が対外的に周知されていること。	・何故要件とするのか。当然のことであり、要件とする必要はないのではないか。	当然とする理由が不明である。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	905
構造改革特区において実施可能な特例措置	県立の農業大学校の届出による無料職業紹介事業の実施
特例措置を講じるに当たっての条件	県の条例で定める農業大学校であること

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第33条第1項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	無料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。		

<p>特例措置の内容</p>	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下単に「教育施設」という。)の長は、当該認定の日以後は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者(以下「学生等」という。)について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>1 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。</p> <p>2 その教育施設の学生が、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。</p>	<p>・「文部科学大臣の定めるところ」とはどのようなものか具体的に記載すること。</p>	<p>御指摘を踏まえ、2について以下のように修正されたい。</p> <p>2 その教育施設の学生が、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。(なお、文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則(昭和22年文部科学省令第11号)第69条に規定する次のいずれかに該当する者をいう。(1)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの(2)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(3)文部科学大臣の指定した者(4)大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者(5)学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(6)その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者)</p>
----------------	---	--	--

【検討要請への回答】

<p>実施主体</p>	<p>地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であって、次の各号のいずれにも該当するものの長 1 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。 2 その教育施設の学生が、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力</p>		
<p>想定対象地域</p>	<p>特になし</p>		
<p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p>	<p>特になし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

1. プログラム別表1の該当部分

番号	906
構造改革特区において実施可能な特例措置	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。(①指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、②老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認)
特例措置を講じるに当たっての条件	(①関係) 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしていること。 (②関係) 障害児関係施設の技術的支援を受けること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		

<p>特例を講ずべき法令等の名称及び条項</p>	<p>○「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 （平成11年3月厚生省令第37号） 第93条、第94条、第95条</p> <p>○「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」 （平成12年7月7日障第528号） 身体障害者デイサービス事業運営要綱 3 利用対象者</p> <p>○「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」 （平成3年9月30日児発第832号） 在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱 3 対象者</p> <p>なお、身体障害者デイサービス及び在宅知的障害者デイサービスに係る通知については、平成15年度からの支援費制度の施行に伴う対応を検討中である。</p>	<p>・なお書きは、新制度においても同様の措置を行うことになっていると書くべきである。</p>	<p>支援費制度の施行後における現行通知（「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」及び「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」）の取扱いについて、所要の見直しを行った上、平成15年度から、本特例措置を講じることとしている。</p>
--------------------------	---	---	--

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>○(ア) 第93条 指定通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数 二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増す ごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四 機能訓練指導員 一以上(略)</p> <p>(イ) 第94条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第95条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。(略)</p> <p>(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」) ○ 事業の対象者は、在宅の身体障害者又はその介護を行う者とする。 (「身体障害者デイサービス事業運営要綱」) ○ この事業の対象者は、原則として就労が困難な在宅の知的障害者又はその介護を行う者とする。 (「在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱」)</p>		
------------------------	--	--	--

<p>特例措置の内容</p>	<p>(ア) 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしていること。</p> <p>(イ) 障害児について、身体障害者デイサービス事業を利用できるようにすること。</p> <p>(ウ) 障害児について、在宅知的障害者デイサービス事業を利用できるようにすること。</p>	<p>・(ア)の「基準」とは何か。明記すること。</p> <p>・(ア)は、食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしていれば、「65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護及び短期入所介護を利用する場合の取扱について」の2の対象者に知的障害者及び障害児を加えるという特例ではないのか。(特例の内容として明確にわかりやすくすること)</p>	<p>・上記、「特例を講ずべき法令等の名称及び条項」に記載する「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準」を示すものであり、その旨明記する。</p> <p>・下記のとおり修文する。</p> <p>(ア) 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準」を満たしていれば、「65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護及び短期入所介護を利用する場合の取扱について」における身体障害者の取扱と同様、知的障害者及び障害児についても指定通所介護を利用できるようにすること。</p>
<p>実施主体</p>	<p>介護保険法による指定通所介護事業者並びに身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>なし(国からは特に限定しない)</p>		

【検討要請への回答】

<p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p>	<p>②について、地方公共団体の特区計画中に、老人等デイサービス事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが定められていること。</p>	<p>・特例措置の内容に条件として書くべきである。また、「技術的支援」とは具体的に何を指すのか。 ・「②について」の部分を略さず書くこと。</p>	<p>「特例措置の内容」に「技術的支援」の条件を盛り込むこととし、これにより、特例措置に伴う弊害(障害児が老人等デイサービス事業所において必要なサービスを受けられないこと)を防止する効果があると考えられることから、「特例措置の内容」の(イ)を下記のとおり修文し、「同意の要件」の記載を削除する。また、(イ)において、障害児の老人等デイサービス事業の利用についてまとめて記載することに伴い、(ウ)は削除する。</p> <p>「(イ)障害児について、老人等デイサービス事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画に定められていることを条件として、老人等デイサービス事業を利用できるようにすること。」</p> <p>「技術的支援」の具体的な内容としては、各事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れる利用者を処遇するため、対象となる障害児について既に支援を行っている近隣の障害児デイサービス事業所や障害児通園施設における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させることを想定している。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>なし</p>		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	907
構造改革特区において実施可能な特例措置	特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として公設民営方式又はPFI方式により株式会社を容認
特例措置を講じるに当たっての条件	

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業及び地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで		
特例を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。 ・市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。 		

<p>特例措置の内容</p>	<p>・地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、①民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。都道府県知事等は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号））に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事等は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。 <p>都道府県知事等は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>	<p>・本基本方針は、当方からの説明のとおり本方針に記述した内容以外の通達等はないものとしており、①の1～5及び②の1～5の基準については、技術的助言等で限定を行わないと考えて良いか。</p> <p>・「・・・特別養護老人ホーム不足区域において、」と「都道府県知事等の認可を受けて・・・」との間に「厚生労働省令に定めるところにより」の一文を入れること。</p> <p>・「都道府県知事等」は条文どおりに略さず書くこと。</p>	<p>・以下のように修正されたい。</p> <p>「・地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、①民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令に定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。都道府県知事は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号））に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。 <p>都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>
----------------	---	---	--

【検討要請への回答】

	<p>②地方公共団体は、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。 <p>地方公共団体は、管理を委託するに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>		<p>②地方公共団体は、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。 <p>地方公共団体は、管理を委託するに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。」</p> <p>・なお、①の1～5及び②の1～5の基準については、技術的助言等で限定を行うことは考えていない。</p>
実施主体	地方公共団体及び民間事業者		
想定対象地域			
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>・当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事等に提出しなければならない。</p>		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	908
構造改革特区において実施可能な特例措置	児童養護施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認
特例措置を講じるに当たっての条件	暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	児童養護施設調理業務担当者外部委託事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第42条第1項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	児童養護施設には調理員を置かなければならない。		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮を行うことを条件として、児童養護施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。</p>	<p>・「調理を担当する者」には栄養士も含まれるのか。 ・ここにある条件に適合することを、誰がどのように担保するのか。担保できないのであれば書く必要はない。</p>	<p>・栄養士も含まれる。 ・「暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われること」という条件は、省令(最低基準)等において、児童養護施設が派遣業者と締結する契約の内容として、派遣される調理担当者の業務を単に食事を調理することのみならず、食材を児童に説明したり、児童とともに食事を行うなどの業務も盛り込むべき旨規定し、これに基づいて契約を締結させるとともに、その後も、監督権者である都道府県知事において、当該児童養護施設に対する業務監査の際に、このような契約が締結され、遵守されているか否かを監督してもらうことにより、担保することとしている。なお、この条件を特区認定に当たっての厚生労働大臣の同意の条件とする予定はない。</p>
<p>実施主体</p>	<p>児童養護施設の管理運営主体</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>なし</p>		
<p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p>	<p>なし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>なし</p>		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	909
構造改革特区において実施可能な特例措置	肢体不自由児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認
特例措置を講じるに当たっての条件	障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等きめ細かな配慮が行われるような体制を整備すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準第56条、第69条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	○肢体不自由児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。 ○知的障害児通園施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。 ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。		

<p>特例措置の内容</p>	<p>障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、きめ細かな配慮を行うこと(派遣される調理業務を担当する者に対して、施設の特性を考慮して、施設側から十分な指導が行われること等)を条件として、肢体不自由児施設、知的障害児通園施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。(なお、肢体不自由児通園施設については、現行制度において対応可能。)</p>	<p>・「調理業務を担う者」には栄養士も含まれるのか。 ・ここにある条件に適合することを、誰がどのように担保するのか。担保できないのであれば書く必要はない。</p>	<p>・栄養士も含まれる。 ・「障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等きめ細かな配慮が行われるような体制を整備すること」という条件は、省令(最低基準)等において、肢体不自由児施設等が派遣業者と締結する契約の内容に関し、派遣される調理担当者の業務として、単に食事を調理することのみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養・食材等の制限についての情報を入力し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な児童への対応を行うこと、食材を児童に説明したり、児童とともに食事を行うことなどの業務を盛り込むべき旨規定し、これに基づいて契約を締結させるとともに、その後も、監督権者である都道府県知事において、当該施設に対する業務監査の際に、このような契約が締結され、遵守されているか否かを監督してもらうことにより、担保することとしている。なお、この条件を特区認定に当たっての厚生労働大臣の同意の条件とする予定はない。</p>
<p>実施主体</p>	<p>肢体不自由児施設、知的障害児通園施設の運営主体</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	

【検討要請への回答】

想定対象地域	なし(国からは特に限定しない)		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	なし		
特例措置に伴い必要となる手続き	なし		